

今こそ、国際水準の人権保障

システムを日本に!!

年金受給額引き下げと生活保護費削減問題を

通じて国内人権機関・個人通報制度の導入を考える

現在、日本の社会保障制度における年金支給引き下げや生活保護費削減が大きな問題となっています。

そうした問題を解決するために、国際人権条約機関に直接救済の申立てができる個人通報制度や政府から独立した国家機関である国内人権機関の導入が議論されています。

シンポジウムでは、日本において周知されていない個人通報制度や国内人権機関について、国際法学者である申へボン教授による日本の社会保障の大幅な制度変更の問題点についてのご講演、個人通報制度と国内人権機関にご精通されており、かつて堀木訴訟もてがけられた藤原精吾弁護士によるご講演を通じて、国内人権機関や個人通報制度の存在や必要性について考えます。

講演



国際法学者

申 恵丰 シン・ヘボン教授

青山学院大学法学部法学科



堀木訴訟原告代理人

藤原 精吾 弁護士

日弁連国内人権機関実現委員会副委員長
同自由権規約個人通報実現委員会委員
大阪大学高等司法研究科客員教授

基調報告

宇部 雄介 弁護士

仙台弁護士会
国際委員会・人権擁護委員会所属

2019

9/14 (土)

入場無料
申込不要

午後1時30分～4時 (午後1時開場)

仙台弁護士会館 4階大ホール

(仙台市青葉区一番町2丁目9-18)

